

大

写

南会津町告示第13号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成22年3月25日

南会津町長 湯田 芳博



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
針 生	下宮	針 生	窪田	714 の 2、715 の 2、716 の 1 及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
	小松沢		駒戸山	851 の 455、851 の 456、851 の 525
	菖蒲沢			851 の 564
	山無			851 の 502、851 の 506、851 の 507
	愛宕下		赤穂原	508 の 5
			駒戸山	1725 の 74
	十日林		山無	587 の 3、587 の 4、587 の 6 から 587 の 9、588 の 2、588 の 4 588 の 7、588 の 8、588 の 10、590 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
			菖蒲沢	686 の 1、686 の 3 から 686 の 5、687 の 3 から 687 の 5、697 の 4 から 697 の 6 及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
			館ノ下	383 の 1
			上広窪	赤穂原
駒戸山	1726 の 9			